



金 沢 市 公 報

第 2 7 1 1 号 の 3

平成23年(2011年)12月1日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

目 次	ページ
告 示	
物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について (監 理 課)	1
役務等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について (")	3
公 告	
金沢農業振興地域整備計画の変更について (農業総務課)	7

浄化槽保守点検業者の登録の抹消について (環境指導課)	7
地区計画等の原案の縦覧について(都市計画課)	7
金沢市副都心北部直江土地区画整理組合の新たに施行地区となるべき区域について (市街地再生課)	8
金沢市農用地利用集積計画を定めたことについて (農業委員会事務局)	8

告 示

●金沢市告示第290号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する物品の購入又は売払い等の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の時期、申請の方法等について、同令第167条の5第2項(同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。)並びに金沢市契約規則(平成15年規則第1号)第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、平成24年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、平成21年告示第270号(物品購入等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について)は、廃止します。

平成23年12月1日

金沢市長 山 野 之 義

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格(以下「入札参加資格」という。)を有すると決定されたものとします。

第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者

入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者としてします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でない者又は同条第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過した者
- (2) 第4に規定する資格審査申請書の提出日(以下「提出日」という。)までに納期限の到来した市税及び提出日の1箇月前までに納期限の到来した国税(所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。)を完納している者

第3 入札参加資格の審査事項

1 入札参加資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとします。

- (1) 本店の所在地
- (2) 本市内に本店を有する者にあつては、客観的事項及び主観的事項

2 客観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

- (1) 営業年数

- (2) 年間平均販売高
- (3) 自己資本額
- (4) 自己資本比率
- (5) 流動比率
- (6) 従業員数

3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

- (1) 指名停止状況
- (2) ISO及びエコアクション21の取得状況
- (3) 金沢市との防災協定の締結状況及びかなざわ災害時等協力事業所の登録状況
- (4) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条に規定する一般事業主行動計画の届出状況、同法第13条に規定する基準適合一般事業主認定状況及び金沢市「子育てにやさしい企業認証」の取得状況
- (5) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第2条第1号に規定する障害者の雇用状況、金沢市正社員転換促進奨励金の交付状況及び金沢市中小企業雇用安定化奨励金の交付状況
- (6) 金沢市消防団協力事業所の認定状況

第4 入札参加資格の審査の申請

1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、西暦偶数年の1月6日から同月23日までに資格審査申請書を市長に提出してください。

2 やむを得ない理由により1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかつたと市長が認める者については、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。

3 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その都度市長が定める日とします。

- (1) 客観的事項 西暦奇数年（資格審査申請書を提出する日の属する年の直前の西暦奇数年に限る。以下同じ。）の10月1日の直前の営業年度の終了の日
- (2) 主観的事項 西暦奇数年の12月31日

4 資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

書類番号	添付書類	摘 要
1	営業品目調査書	
2	物品納入実績調査書	
3	国税に係る納税証明書	法人 法人税、消費税及び地方消費税
		個人 所得税、消費税及び地方消費税
4	商業登記簿謄本	法人に限る。
5	身分証明書	個人に限る。
6	財務諸表	法人 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書 (本市内に本店を有する者に限る。)
		個人 所得税確定申告時の貸借対照表、損益計算書又は収支内訳書 (本市内に本店を有する者に限る。)
7	本店に関する誓約書	本市内に本店を有する者に限る。
8	役員の兼務及び資本関係調査書	法人に限る。
9	業務に係る許可、認可、登録、届出等を証する書面の写し	当該業務を行うに当たり許可等が必要な場合に限る。
10	委任状	競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合に限る。
11	金沢市入札参加申請登録票	

本市外に本店を有する個人にあっては、所得税確定申告書の写し等の本店の所在地がわかるものを提出してください。

第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。

2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2の規定に該当する者については、市長が別に定める期間とします。

第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)又は(2)のいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。
- (2) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

第7 経過措置

- 1 廃止前の平成21年告示第270号の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了するまでの間は、なお効力を有することとします。
- 2 1に定めるもののほか、この告示の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定めることとします。

●金沢市告示第291号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、金沢市が発注する役務等（コンサルタント業務、建物管理業務、樹木等管理業務、賃貸借業務及びその他委託業務をいう。）の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格を定めたので、その基本となるべき事項及び資格審査の申請の時期、方法等について、同令第167条の5第2項（同令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）並びに金沢市契約規則（平成15年規則第1号）第2条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり告示し、平成24年4月1日以後に締結する契約に係る競争入札に参加しようとする者について適用します。

なお、平成21年告示第271号（役務等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）は、廃止します。

平成23年12月1日

金沢市長 山 野 之 義

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者は、第2に規定する要件に該当する者で、市長の行う審査により競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を有すると決定されたものとします。

第2 入札参加資格の審査に係る申請ができる者

入札参加資格の審査に係る申請ができる者は、次の(1)から(3)までのいずれにも該当する者とします。

- (1) 次の表の左欄に掲げる業務の種類の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める者（右欄に記載のないものについては、それぞれ同表の左欄に掲げる業務を行うことができる者を右欄に定める者とします。）

業 務 の 種 類		者	
(1) コンサルタント業務	ア 測量業務	測量法（昭和24年法律第188号）第55条第1項の規定による登録を受けている者	
	イ 建築（設備）コンサルタント業務	建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けている者	
	ウ 土木コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条第1項の規定による登録を受けている者	
	エ 地質調査業務	地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）第2条第1項の規定による登録を受けている者	
	オ 補償コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示第1341号）第2条第1項の規定による登録を受けている者	
(2) 建物管理業務	ア 清掃等業務	清掃業務	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の規定による当該事業に係る登録を受けている者
		空気環境測定業務	
		貯水槽清掃業務	
		ねずみ等防除業務	

	イ 浄化槽清掃等業務	浄化槽清掃業務	浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定による金沢市長の浄化槽清掃業の許可を受け、かつ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定による金沢市長の浄化槽汚泥の収集及び運搬に係る一般廃棄物処理業の許可を受けている者
		浄化槽保守点検業務	金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第2条第1項の規定による金沢市長の浄化槽保守点検業者の登録を受けている者
	ウ 警備業務	機械警備業務	警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による警備業の認定を受け、かつ、同法第40条の規定により石川県公安委員会に機械警備業の届出書を提出した者
		その他警備業務	警備業法第4条の規定による警備業の認定を受けている者。ただし、同法第9条の規定による届出を必要とする者にあつては、石川県公安委員会に届出書を提出した者
	エ 設備運転監視業務		
	オ 設備保守点検業務	消防設備保守点検業務	消防法（昭和23年法律第186号）第17条の7の規定による消防設備士免状の交付を受けている者若しくは消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の6第6項に規定する消防設備点検資格者又は消防設備士免状の交付を受けている者若しくは消防設備点検資格者を有する者
		電気設備保守点検業務（高圧）	電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条の2及び平成15年経済産業省告示第249号の要件に該当する者
		電気設備保守点検業務（低圧）	
		空調設備保守点検業務	
		ボイラー設備保守点検業務	ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）第35条の規定によるボイラー整備士免許の交付を受けている者又はボイラー整備士免許の交付を受けている者を有する者
		エレベーター設備保守点検業務	建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条の規定による1級建築士、2級建築士若しくは昇降機検査資格者又は1級建築士、2級建築士若しくは昇降機検査資格者を有する者
		自動ドア設備保守点検業務	
	カ その他建物管理業務		業務の種類に応じて市長が別に定める者
(3)	樹木等管理業務		
(4)	賃貸借業務		
(5) その他委託業務	ア 情報システム開発業務		
	イ 労働者派遣業務		労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）第5条第1項の規定による一般労働者派遣事業の許可を受けている者及び同法第16条第1項の規定による特定労働者派遣事業の届出書を提出した者
	ウ ホームページ作成業務		
	エ データ入力業務		
	オ 会場設営業務		

カ	印刷業務	
キ	マイクロフィルム撮影業務	
ク	各種コンサルタント業務	地域計画等コンサルタント業務を行う者
ケ	その他業務	業務の種類に応じて市長が別に定める者

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項に規定する者でない者又は同条第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過した者

(3) 第4に規定する資格審査申請書の提出日(以下「提出日」という。)までに納期限の到来した市税及び提出日の1箇月前までに納期限の到来した国税(所得税又は法人税及び消費税等をいう。以下同じ。)を完納している者

第3 入札参加資格の審査事項

1 入札参加資格の審査は、次に掲げる事項について行うものとします。

- (1) 本店の所在地
- (2) 本市内に本店を有する者にあつては、客観的事項及び主観的事項
- (3) 本市外に本店を有する者にあつては、客観的事項

2 客観的事項は、次の(1)から(3)までに掲げる者の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

(1) 第2の(1)の表の(1)に規定する者 建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領(昭和45年建設省厚第50号)に規定する事項

(2) 第2の(1)の表の(2)、(4)及び(5)に規定する者 次に掲げる審査項目

- ア 営業年数
- イ 完成業務高
- ウ 自己資本額
- エ 自己資本比率
- オ 流動比率
- カ 従業員数

(3) 第2の(1)の表の(3)に規定する者 次に掲げる審査項目

- ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の29第1項に規定する総合評定値
- イ 樹木等管理業務に係る完成業務高

3 主観的事項は、次に掲げる審査項目によるものとし、その審査基準は、別に定めます。

- (1) 業務成績評点
- (2) 指名停止状況
- (3) 優良業務の表彰実績
- (4) ISO及びエコアクション21の取得状況
- (5) 金沢市との防災協定の締結状況及びかなざわ災害時等協力事業所の登録状況
- (6) 次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条に規定する一般事業主行動計画の届出状況、同法第13条に規定する基準適合一般事業主の認定状況及び金沢市「子育てにやさしい企業認証」の取得状況
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する障害者の雇用状況、金沢市正社員転換促進奨励金の交付状況及び金沢市中小企業雇用安定化奨励金の交付状況
- (8) 金沢市消防団協力事業所の認定状況

第4 入札参加資格の審査の申請

1 入札参加資格の審査を受けようとする者は、西暦偶数年の1月6日から同月23日までに資格審査申請書を市長に提出してください。

2 やむを得ない理由により1に定める期間内に資格審査申請書を提出することができなかつたと市長が認める者については、1の規定にかかわらず、随時資格審査申請書を提出することができます。

3 入札参加資格の審査に係る審査基準日は、次の(1)又は(2)に掲げる区分に応じ、当該(1)又は(2)に定めるところによります。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その都度市長が定める日とします。

- (1) 客観的事項 西暦奇数年(資格審査申請書を提出する日の属する年の直前の西暦奇数年に限る。以下同じ。)

の10月1日の直前の営業年度の終了の日

(2) 主観的事項 西暦奇数年の12月31日

4 資格審査申請書には、次の区分により書類を添付してください。

(1) 第2の(1)の表に規定する者(共通)

書類番号	添付書類	摘 要
1	使用印鑑届・委任状	委任状は、競争入札、契約、請求等の権限を代理人に委任する場合に限る。
2	国税に係る納税証明書	法人 法人税、消費税及び地方消費税
		個人 所得税、消費税及び地方消費税
3	本店に関する誓約書	本市内に本店を有する者に限る。
4	営業所一覧表	本市内に本店のみを有する者にとっては、提出を省略することができる。
5	商業登記簿謄本	法人に限る。
6	営業経歴書、身分証明書	個人に限る。
7	財務諸表	法人 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
		個人 所得税確定申告時の貸借対照表、損益計算書又は収支内訳書
8	業務に係る許可、認可、登録、届出等を証する書面の写し	当該業務を行うに当たり許可等が必要な場合に限る。
9	業務実績調査	
10	総括表	
11	主観的事項に関する調査票	本市内に本店を有する者に限る。
12	役員の兼務及び資本関係調査	法人に限る。
13	金沢市入札参加申請登録票	

(2) 第2の(1)の表の(1)に規定する者

ア 技術職員名簿等

イ 希望業務調査票

(3) 第2の(1)の表の(2)に規定する者

ア 技術職員名簿等

(4) 第2の(1)の表の(3)に規定する者

ア 総合評価値通知書(国土交通大臣又は都道府県知事に対して総合評価値の通知の申請を行っていない者にとっては、提出は不要とします。)

(5) 第2の(1)の表の(4)に規定する者

ア 取扱品目調査票

(6) 第2の(1)の表の(5)カに規定する者

ア 印刷物取扱調査票

第5 入札参加資格の決定の通知及び有効期間

1 市長は、入札参加資格を有する者の決定をしたときは、入札参加資格者名簿にその氏名等を登載するとともに、その旨を資格決定通知書により申請をした者に通知します。

2 入札参加資格の有効期間は、2会計年度とします。ただし、第4の2の規定に該当する者については、市長が別に定める期間とします。

第6 入札参加資格の取消し

入札参加資格を有する者が次の(1)から(3)までのいずれかに該当するに至った場合は、当該資格を取り消します。

(1) 第2の(1)の規定に該当しないこととなったとき。

(2) 地方自治法施行令第167条の4第1項又は第2項の規定に該当したとき。

(3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになったとき。

第7 経過措置

1 廃止前の平成21年告示第271号の規定に基づき決定を受けた入札参加資格については、その有効期間が満了す

るまでの間は、なお効力を有することとします。

2 1 に定めるもののほか、この告示の施行に伴い必要な経過措置は、市長が別に定めることとします。

公 告

金沢農業振興地域整備計画を変更するため、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の変更案及び当該農業振興地域整備計画を変更しようとする理由を記載した書面を次のとおり縦覧に供します。

なお、当該農業振興地域整備計画の変更案のうち、農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、本市にこれを申し出ることができます。

また、当該農業振興地域整備計画の変更案について意見のある本市の住民は、本市に対して意見書を提出することができます。提出された意見書については、その要旨及び処理結果を公告します。

平成23年12月 1日

金沢市長 山 野 之 義

1 農業振興地域整備計画の変更案の縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成23年12月 1日から平成24年 1月 4日まで

(2) 場所

金沢市広坂 1丁目 1番 1号 金沢市産業局農林部農業総務課

2 農用地利用計画の変更案に対する異議の申出先、申出方法及び申出期間

(1) 申出先

金沢市産業局農林部農業総務課

(2) 申出方法

書面により持参又は郵送

(3) 申出期間

平成24年 1月 5日から起算して15日以内

(郵送による場合における郵送に要した日数は、申出期間に算入しない。)

3 意見書の提出先、提出方法及び提出期間

(1) 提出先

金沢市産業局農林部農業総務課

(2) 提出方法

持参又は郵送

(3) 提出期間

平成23年12月 1日から平成24年 1月 4日まで

(郵送による場合は、提出期間に提出先まで到着すること。)

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年条例第36号）第 8 条第 1 項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者としての登録を抹消したので公告します。

平成23年12月 1日

金沢市長 山 野 之 義

登録番号	名 称	所 在 地	登録抹消年月日
62	エッチ・イー・エス株式会社	白山市村井町625番地 1	平成23年11月18日

金沢市地区計画等の案の作成手続に関する条例（昭和62年条例第46号）第 2 条の規定により、次の地区計画等の原案を平成23年12月 1日から同月15日まで金沢市都市整備局都市計画課において公衆の縦覧に供します。

なお、この地区計画等の原案に関する区域内の土地の所有者その他利害関係者は、この地区計画の原案について、

平成23年12月1日から同月22日までに、金沢市長に意見書を提出することができます。

平成23年12月1日

金沢市長 山 野 之 義

地区計画等の種類	地区計画等の名称	地区計画等の位置	地区計画等の区域
地区計画	副都心北部大友地区地区計画	金沢市大友町、近岡町、直江町及び南新保町の各一部	別図（登載省略） のとおり
地区計画	米泉町10丁目地区地区計画	金沢市米泉町10丁目の一部	

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第19条第1項の規定による金沢市副都心北部直江土地区画整理組合の新たに施行地区となるべき区域の公告の申請があったので、同法第39条第2項において準用する同法第19条第2項及び土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第68条の規定により、次のとおり公告します。

なお、同法第19条第3項の規定により、新たに施行地区となるべき区域内の宅地において未登記の借地権を有する者は、平成24年1月4日までに金沢市長に対し、その借地権の目的となっている宅地の所有者と連署し、又はその借地権を証する書面を添えて、土地区画整理法施行規則（昭和30年建設省令第5号）第16条に定めるところにより、書面をもってその借地権の種類及び内容を申告しなければなりません。

平成23年12月1日

金沢市長 山 野 之 義

1 新たに施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

(1) 金沢市直江町ト

区域内に介在する道路及び水路の一部

(2) 金沢市直江町リ

区域内に介在する道路及び水路の一部

(3) 金沢市近岡町846番3の一部、847番3の一部、848番3の一部、849番2の一部、860番1の一部、879番1の一部、879番2の一部、892番の一部、905番の一部

区域内に介在する道路及び水路を含む。

2 新たに施行地区となるべき区域を表示する図面の縦覧場所

金沢市広坂1丁目1番1号

金沢市都市整備局市街地再生課

3 縦覧期間

平成23年12月1日から同月15日まで

4 縦覧時間

午前9時から午後5時45分まで

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、金沢市農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告します。

なお、当該金沢市農用地利用集積計画を金沢市農業委員会事務局に備え置いて縦覧に供します。

平成23年12月1日

金沢市長 山 野 之 義

平成23年(2011年)12月1日 印刷	発行人	金 沢 市
平成23年(2011年)12月1日 発行	発行所	金 沢 市 役 所
定価 120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地 (株) 共 栄